

## 委員会開催報告書

委 員 会 名	総務委員会		
報 告 者	松崎 裕一	年 度 回 目	平成 25 年度第 2 回目
開 催 日	H26 年 2 月 28 日 (金)	開 催 時 間	18:30 ~ 19:45
開 催 場 所	東京千住キャンパス 1 号館 2 階 校友会 会議室		
参 加 者	小島 一記 (補佐役)	石崎 泰司	米田 守重      松崎 裕一
討 議 内 容	<p>1. 規定類の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正原則 (方針) 最初に次の原則を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 校友会では規定を規則に替えて行くことが紹介され、同窓会の規定も規則する。</li> <li>- 書式をなるべく会則に合わせる。および、または、とおり及びただしは漢字を用いる。会則では、ただし (14 条) と但し (7、8、9 条) が混在している。同じ種類の語を 2 つ並べる時は、2 つの語の間に「及び」又は「又は」を入れ (「A 及び B」又は「A 又は B」)、3 つ以上並べる時は、「、」で結合して、最後に「及び」又は「又は」を持ってくる (「A、B 及び C」又は「A、B 又は C」とする)。</li> <li>- 第何条第何項の項には算用数字を、第何条第何号又は第何条第何項第何号の号には括弧付き算用数字を用いる。更に細分する必要がある時は、イロハを使用し、①、② の様な環境依存文字は使用しない。</li> <li>- 基本的に制定、施行及び改正という用語を用いる。</li> </ul> </li> <li>● 会則 施行細則 附則を設けること及び第 2 条を次の通り改正することを確認した。 … 在学会員が大学を卒業する時及び又は大学院を卒業( 修了 )する時に、<u>一般社団法人 東京電機大学 校友会</u>より卒業生 1 名につき 4,000 円を大学同窓会会費として受領するものとする。</li> <li>● 今後の進め方 規定の修正については、最低限必要な修正と原則に基づいた改訂のみを行い幹事に提案することとした。 規定 (規則) は、今回校友会が一般社団法人となり、定款の変更に基づき会員の定義が変更された事に伴う改正ですので、内容をよく理解されている前規定委員会の方々に、再度規定委員会を立ち上げご検討頂いた方が良いのではとの意見が出され、役員会に提案し、検討してもらうようお願いする事とした。</li> </ul> <p>2. 確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 来年度の活動内容 今年度と同様とする。規定委員会が設けられなければ、規定 (規則) 類の改正の検討も行うが、特に新しいことは行わない。</li> <li>● 議事録案の確認 誤字、脱字、誤解を招く表現、記載漏れなどに対し意見を願います。好みや主観による表現は議事録作成者に一任頂きたいということを次回幹事会で願います。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>		